しあわせをかなえる ールとしての

ロシアによるウクライナへの軍事侵略以降、改憲を声高に述べる 声が強くなっています。憲法をその時代時代で再考することは決 して間違いではありません。ですが、憲法が持つ究極の意義は「国 民の幸福を国が保証する」というものです。憲法は究極的には「国 家を守る」ためではなく、個々人の幸福を実現するために存在して います。従って国防の問題を考える前に、憲法の根幹を理解する 必要があります。

今回の研究会では、13条と97条そして憲法前文を中心に憲法が国 民にもたらす「幸福」について、一緒に考えてみたいと思います。



●講師紹介

吉井 千周(よしい・せんしゅう)さん 富山大学学術研究部推進系准教授。博士

チュラロンコン大学社会調査研究所客員 研究員、国立都城丁業高等専門学校准教 授、泰日工業大学客員准教授、チェンマイ 大学マイノリティ研究所招聘研究員など を歴任。

原子力発電所を巡る市民運動やタイ山地 民といった政治的弱者に関する研究を行 い、全国各地で憲法問題・差別問題につ いて多くの講演を行う。

赴任前の宮崎県では宮崎県地方自治問題 研究所で活動し、現在公益社団法人富山 県地方自治研究センターの『しあわせ追 求部会』の副部会長として活動。





お申し込み・お問い合わせ

公益社団法人 富山県地方自治研究センター

〒930-0804 富山市下新町8番16号 TEL (076) 441-0375 FAX (076) 441-1155 E-mail: jichiken-t@jcr-toyama.jp



会場のご案内

ボルファートとやま 回流後回 〒930-0857 富山市奥田新町8-1 TEL (076) 431-1113



徒歩/JR富山駅北口より5分 駐車場/隣の富山北モーター プールを利用してください